

改正	1992年9月26日	1994年9月24日
	2000年2月18日	2003年12月15日
	2005年4月1日	2007年3月1日
	2007年6月21日	2007年10月18日
	2008年2月28日	2010年4月1日
	2015年3月5日	

(出張の定義)

第1条 旅費規程による出張とは、校務のため一時その勤務地を離れることをいう。

(今出川、京田辺2校地間の交通費)

第2条 今出川、京田辺校地間を移動する場合の交通費は、地下鉄の今出川と近鉄の興戸又は三山木間を支給し、奈良交通バスを利用する場合は興戸又は三山木とデイヴィス記念館前までの最寄りバス停間を支給する。

(京田辺校地からの出張)

第3条 京田辺校地からの出張については、次のように取り扱うものとする。

(1) 交通費の支給は2校地間交通費の取扱いに準ずる。

(2) 興戸又は三山木と同志社前間に通勤手当を支給しているときは、この区間の交通費を支給しない。

(3) 近鉄を利用する場合、規程第11条第1号にいう通算距離は、実際の経路にかかわらず、興戸駅起点で計算する。

(特別急行料金)

第4条 規程第8条第2号にかかわらず次の場合は、特別急行料金を支給する。

(1) 近鉄を利用する場合の大和八木以遠

(2) 関西国際空港を利用するために、JR西日本又は南海電車を利用する場合

(校用乗物等の利用)

第5条 校用の車及び学校が借りきる車等を利用して出張した場合の交通費は支給しない。

(運賃不明及び変更の場合)

第6条 遠隔地の交通機関利用のため運賃が不明で事前に旅費を請求しなかった場合は、帰校後速やかに精算をしなければならない。

2 当初の出張計画からの変更により、旅費に過不足が生じた場合は、出張報告書により、帰校後速やかに精算をしなければならない。

(タクシーの利用)

第7条 タクシー料金は、次の場合の利用に限り支給する。

(1) 緊急の用務

(2) 重要資料、荷物等運搬用務

(3) 他に適当な交通機関のない場合

(4) 深夜(23時以降)の退出、早朝(7時以前)の出勤

(5) 部長・館長・所長及びこれに準ずる者の利用

(6) その他所属長が必要と認めたもの

2 タクシーの乗車は原則としてチケットを利用する。これによらない場合は、領収書を徴して後日精算するものとする。

3 タクシーチケット及び請求書には、用務・使用理由・利用者を明記し、課長・事務長又は所属長の承認を得るものとする。

(日当・宿泊料の支給基準)

第8条 交通費を支給するJR及び私鉄の出発駅を7時30分までに出発しなければならない場合は、前日の宿泊を認めることができる。

用務終了後ただちに出発しても、22時30分までに出発駅に到着できない場合は、当日の宿泊を認

めることができる。

(学会及び研究調査旅費)

第9条 以下の出張に伴う旅費は、旅費規程第5条のほか次により取扱うものとする。

(1) 学会出張のための旅費、研究調査旅費及び付記(1)に係る旅費はグリーン料金を支給しない。ただし、付記(2)に係る旅費については、この限りではない。

(2) 国内研究の場合、予算管理責任者が必要と認めたときは、学会出張のための旅費を使用することができる。

(研修会旅費)

第10条 研修会旅費は次により取扱うものとする。

(1) 学外団体主催研修については、規程(ロ)項該当者であってもグリーン料金を加算しない。ただし、運営委員および主催者の招聘により講演等を行うものはこの限りでない。

(2) 国内研修、在外研修については別に定める。

(予算の流用)

第11条 外国留学旅費、国内留学旅費、研究旅費、一般旅費間の予算の流用はしてはならない。

(出張稟議及び旅費請求書)

第12条 出張稟議及び旅費請求書は次の要領で記載する。

(1) 発令は原則として出張者の所属長(部長、館長、所長及びこれに準ずる者)が行うものとする。

(2) 稟議は原則として用務主管部課の課長・事務長が行うものとする。

(3) 時刻は24時間方式で記入する。

(4) 運賃計算欄は各交通機関ごとに記入する。

(5) 用務(目的)欄は、具体的に記入し、用務の期間及び所要時間を記入する。

(6) 日時、場所、内容等が具体的に記載されている、学会の開催要項などの資料を原則として添付する。

(7) 打切支給の場合においても全額計算記入する。

(8) 42才以上の准教授・専任講師・助教が(ロ)項該当交通費を請求する場合は、出張者・職名欄に「(ロ)42才以上適用」と記入する。

(旅費の請求)

第13条 旅費の請求は、原則として出張日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により出張日までに発令することができない場合及び次項第3号又は第17条第3項第3号により請求する場合については、この限りではない。

2 旅費のうち、航空運賃及び鉄道運賃のうちグリーン料金については、次の各号に定めるいずれかの方法により請求しなければならない。

(1) 納品請求書により、大学から直接旅行代理店等に支払う。

(2) 料金表などに基づき支出伝票(旅費)により概算請求し、後日旅行代理店等が発行する領収書により精算する。

(3) 旅行代理店等が発行する領収書を支出伝票(旅費)に添付の上請求する。

(学外者の旅費)

第14条 学外者に旅費を支給する場合の取扱いは、他に定めのある場合を除き、旅費規程及び本取扱要領に準じるものとする。ただし、研究旅費を除き、原則として日当は支給しない。また、旅費規程第7条に定める旅費算出の起点及び終点は、本務機関又は自宅の経済的に合理的な地点と読み替えるものとする。

(本学学生の旅費)

第15条 本学学生に旅費を支給する場合の取扱いは、他に定めのある場合を除き、旅費規程及び本取扱要領に準じるものとする。ただし、日当は支給しない。また、旅費規程第7条に定める旅費算出の起点及び終点は、通学地と読み替えるものとする。

(出張報告)

第16条 出張者は、出張からの帰校後、速やかに出張報告書を作成しなければならない。ただし、旅費規程第11条第1項に定める出張(勤務地から近距離への出張)についてはこの限りではない。

2 宿泊費の支給を伴う出張の場合は、出張報告書に宿泊の事実を証する書類を添付しなければならない

ない。

(外国旅費)

第17条 旅費規程附則に定める外国に出張する場合の旅費については、以下のとおり取扱う。

- 2 外国旅費の種類は交通費（航空運賃、船舶運賃、鉄道運賃その他の運賃）、滞在費及び旅行雑費とする。
- 3 交通費のうち、航空運賃の請求は、次の(1)～(3)に定めるいずれかの方法により行うものとする。
 - (1) 納品請求書により、大学から直接旅行代理店に支払う。
 - (2) 旅行代理店が発行する旅客運賃見積書を支出伝票（旅費）に添付の上概算請求し、後日旅行代理店が発行する領収書により精算する。
 - (3) 旅行代理店が発行する領収書を支出伝票（旅費）に添付の上請求する。
- 4 交通費のうち、航空運賃の利用等級は、旅費規程第5条にかかわらず、次に定める等級を上限とする。
 - (1) 旅費規程第2条第1号に定める一般出張（ただし、付記(1)及び(2)に係る出張を除く）による場合
旅費規程別表に定めるイ項 ファーストクラス
同 ロ項 ビジネスクラス
同 ハ項 エコノミークラス
 - (2) 付記(1)及び(2)に係る出張の場合
旅費規程別表に定めるイ項及びロ項 ビジネスクラス
同 ハ項 エコノミークラス
 - (3) (1)又は(2)以外の場合 エコノミークラス
- 5 出入国のために要する本邦内の鉄道運賃その他の運賃について、旅費規程及び本取扱要領に定める国内旅費に係る取扱いに準じて請求することができる。
- 6 現地での移動に係る交通費について、領収書またはそれに代わるものにより請求することができる。
- 7 滞在費については、旅費規程別表に定める日当及び宿泊費とする。
- 8 前項にかかわらず、付記(1)及び(2)に係る滞在費については、別表の取扱いにより支給することができる。
- 9 前々項にかかわらず、旅費規程第2条第1号に定める一般出張（ただし、付記(1)及び(2)に係る出張を除く）の日当については、旅費規程別表に定める金額の1.5倍（ただし、別表に定める額を上限とする）とする。また、宿泊費については、別表に定める金額を限度として、実費請求することができる。
- 10 滞在費は、本邦を出国する日から入国する日までの日数に応じて算出する。
- 11 旅行雑費は、査証手数料、入出国税、空港使用料の実費額とする。

(外国からの招へい者の旅費)

第18条 外国からの招へい者の旅費に関する取扱いは、原則として本取扱要領第17条に準じるものとする。ただし、相応の理由がある場合には、加減して支給することができる。

(改廃)

第19条 この取扱要領の改廃は、学長が決定する。

附 則

この取扱要領は、2015年4月1日から施行する。

付 記

付記として定める事業は、下記のとおりとする。

- (1) 専ら補助金並びに公益法人等企業以外からの寄付金及び受託事業収入を資金源泉とするもの
- (2) 専ら企業からの寄付金及び受託事業収入を資金源泉とするもの

別表

金額及び地域区分は国家公務員等の旅費に関する法律に定めるとおりとし、区分は下記のとおりとする。

	日当・宿泊費
旅費規程別表に定めるイ項	国家公務員職務区分に定める指定職
旅費規程別表に定めるロ項	国家公務員職務区分に定める 7 級以上
旅費規程別表に定めるハ項	国家公務員職務区分に定める 6 級以下 3 級以上